告志篇

完

ロ9
4450

ロ9
4450

告志篇

我志淺学不才ナレトモ義理文辞ト行履ハ
自分ノ事包居ハ我志ノ思フ所ヲ
成ス事ヲ期シ有ル事ヲ為ス事ヲ
近侍ノ者ヘ及ボシ教テ老成人ニ示サントスル
ナリ此ノ年月進ノ学問及ビ世間ニ有ル事
ハ皆ナリ大事ノ事ニ存ル事ナリ
人ノ書キ残キレタル事ヲ見テ思ヒ起シ
自ノ家ノ事ヲ抑日本ハ

天祖

〈2016-64〉

天孫統を高御産巣日と建御雷とに命じ給ひ大
陽と共に照臨ましまし給ふ天祖の陰ある天壌と共に
窮りなく君臣父子の事道より衣食住の日用な
ほりとこそ教へられ
天祖の恩賚ふかくして万民永く御寿の患を免れ天下敬て
化望其命を崩さぬ義をもとも立ぬるなり
御世とても数千年久しきに国は盛衰なれども民
或は治り或は乱れ天正北条氏滅て天下北亂
極りしらず
東照宮三河に起られ梯風沐雨辛苦艱
難すること十年
天朝を輔翼し奉る下は諸侯を統率し治ること二百四拾
年今日に至るまで天下泰平山の安きを保ち人民塗炭の
苦を免れ安堵せしめ給ふ御深き恩沢は
ひろく海内に及ぶ
神国の尊きかたちとなん
天祖の恩賚とて出る所又依初なり
東照宮の徳澤を忘れ給ひ
我等恩賜して士民の上に立ぬ
祖先の御恩を忘れぬ

天朝乃民

皆之の思召を治し給ひ右大臣三位の位を授し三家の重きを引し天下の藩屏とあり上は万乃政を安定し士民を撫育し却て恩を報ひ義を明し其仁を尽し以て皆も各も我おのゝ心と推察改面之の方分を考へ其を尽ひ恩を後ひ孫子に人て報ことを生涯なくるあれ心を思ふまゝ

偖きゝ稍さて稍日一新開化の業は人々所何人有為者亦若是乎と問ふ世子も性若を流とき人言之

発策を称ゝされい其は古の明君賢相を慕ひ

各い古一の名臣義士を学ひ生涯を俱ふ他国の手本

ゝ為ゝ後代のよきためしまも云れ又母の名を汚

さ為ゝて其実の仁徳を稚ひ為ゝ汗を流ゝ

し若を仁政さくてい若政は行れさるゝと為ゝ

若政い上右一致して仁心ゝ行れ行れさるゝ

其一共一致して風俗を一新し国家を中興し其は宜の助と為

天朝公室代御恩を報ひ若ゝ於て其は前を以て

右肯の我おゝ精力を尽し我おとして

天朝公室の御恩を肯うさる為ゝ仁徳い其と名の右孝

寸上の子すゝくの生れ子ゝ他ゝて宮ひ掛ゝ衣て

とるまて枝をうゝ去ものゝ言葉にいつゝ恩ふまてゝ
ゆゝ能て氏家を余(一日たりとも)絶まりを石道路の
殘なり
世上よゝ父母を養ひ衣食の世話行届きを
孝子と唱へ此処これ孝の一端まいはゆる庶人の
孝ふして士の孝ゝいよ能く孝行まし天子より
庶人まて孝行を生涯の事物より孝まし夫て次第に
孔子人に相又人に
天祖東照宮の御恩を物人と思ふ人ゝ遠祖前の
君父をもさし給たるなり

天朝公を思ふ心を去まて人と思て御孔の罪逆
くいされいかもを勇分まより次第にしてゆ
おもいつるめく危い角を面この身分を考ふ
実まんを用ひて自己を思ふ事
とい事をしひ
天祖の恩賚まて蒼民生育し
東照宮の徳沢まて国家を安まる義先君先祖の
餘芳まて国と祿位を保ち長く家を絶世を慶
るふ流ひ本を忘まこ恩を忘れい思ふるなる
ものを忘れ角くも今の

天朝いまさしく
天祖は嗣よりかぞへ今は
將軍家の御ハ
東照宮の神孫にあたらせ給ふ
威公の血統を傳へ給ふ君ハ先祖ゝの家系を繼ぎ給ふ
おのゝを以所為をなし給ふ
天祖東照宮の御恩を忘ハ人とあらハ
恩を報ゝ人ゝ御ハかをなし給ふ　先君先祖の
報ゝとなるハ眼前の君又ハ忠孝をなしかたき
以第一の和と忠孝の道あるといへ共是実路求道と

存ず忠孝一致とは先ハ以忠孝を以て風俗を正し文
武の道も亦一致と存ず武士ハ武を尚ぶ
して百姓を治ル事なのるまゝ文不学文盲て
ハ不義淫乱と為ル児童も知ル為ル所を以て
不知文道ハ武を道ハ不知彼利と云ハ言葉きふ
似れとも是を自保と思ふ能ハ学ぶ不学ハ其の文武
偏ハ為ハ為ハ嘆ハ笑ひ又たあゝ学ひ為ハ
を道と泥と荒廃ハ
天祖天孫より之を知ることのなき紀ふ
あゝ我ハ学ぶ事て今ハ時ハ知ハ如ぎ

神皇の道を学びつゝ孝子忠臣義士大倫
を論説礼を学び知るの道を学び武蔵
和を知るの義を学ぶ時　神代の昔より伝
る事を考へ考へ武勇の文学ことなりし
所を思ひまゝに神皇の大道を尊ぶ上風俗の
美なるを異国に伝へ蛮国を伝へ蛮国を感精の使きを以四夷を
懲らし何に事潔るあるべきあれば我国
信を以人を取て信を以て信を以て人
を学ぶ事を求め学ぶる所漢土の書籍を孔
子の教に伝へ　神皇の道を以て制度に遵て

伝へるるなれば　神皇より孔子迄の教を学ぶ
人に孔子の教を学ぶるのみなり
天祖天孫を奉仰て孔子の教を以て孔子
漢土の教に神皇の人学ぶ所ち　神皇を学ぶ
の教なるを学ぶ漢土の教なるを学ぶ
よりあるに彼書者の仏教を伝向て我
父母先祖を尊ぶ仏教を唱へ新に文道を
学て漢土の教学ぶを学ぶ迷へる
しきあるに仏教を以義を示す文道を学ぶを
彼教は是我国のよし言ふ人なし

義の字訓まも士の大節を忘て恥辱を宣め我
陣を捨て移敵をのがれ生死を捨て義理を知つ
学問まあり法を修して修行すること能とや然るに当世学
の士皆死恥の名ばかりあり士武勇をもとして死せ
ざるは人間に生まれてあるべきなり
学問まあり法を修して修行すること能とや然るに当世学
る皆皆生を貪て死を畏る士とせるか
ゆえ人ごとの死は名聞のみあり義
を重んじて難しとされば己も死を惜むと
思ふ故に死をまもるべき理やいかに

足ることを知すまじ命を惜まぬを士と
いふ皆皆北人も士なるべし花禽獣すら捨て
命を顧ずとかや闘ひ死するをば士と称
雖犬の名ばかりも士なるべし
ゆえに文学の所を語るべ名を承知せ
まして上達せしる久武の一技ある義を弁へ
兎角の修行を一生の年月を
新たに学んとすれば遠き学問を動向怠
慢なる怠惰と一生数年立ても怠惰なれば
とも義を好むべきなれば怠惰なるべきなれば

されハ何ものそも大事出来ぬ事ハいふまでもなく
なし学力ありても智ハ武藝ハ出るものあること
なれ共何ものそ事あるてもなれのすくれハ出され
ハ古今ふたつなし故ハ紀元前四百年頃ハ世界南
方諸国ハ数多の国を以て名称の名を白玉ハ唐
国の数を指て称号の名を得ることなれハ生れ
のかたてさしてあるもの武士の壮年の若ハ従文
技を励ミ欲学なる
古今の人ハ一き風俗等ハ起き文武ともに衰
弊し講和ハ弁舌より述作ハ出を去ること遠
ハ文道と云ハ弓馬騎射を又ハ弓矢道と云ハ武士
武道と云ハ武士の武術ハ武士の文武
文武の和合といふ一ハ武ハ文武の技術ハ
仏教ハ若ハ仏教ハ文盲人の人ハ武士ハ
仏教弱情ハ武士ハ武士ハ武士ハ
成ハ一きるハ武ハ武ハ武ハ武ハ
己ハ学問ハ勤めハ人の論を勇説し武藝
ハ励まして力創をつめ武士ハ
孝悌忠信の道ハ若ハ権謀術数ハ
人物ハ評論ハ批判ハ日を異に

家を齊るるに到つてはまづ之れを政治の主義とし
かるる風俗を新にもあつて君を敬し親を言敬
修行とさへ唱へ以て必ず氏族の弥い栄めるあるべきや
古れ時世実の人為にして己を省みれば
あつて仍ていにしへの誠意の学を新にし恭敬の
而実に武警の儀を表を飾る姿を立て以
を尚び篤実律義の士と成れば之を抑へ古法を人各
有能を不能とし又大臣小臣の差別を設け
能を能よりて能中一切の事を行はれ徒流
史学の学をもつて対御書籍の法を志し
必これを学ひ学ひ尽くして必これを道の風儀をとも
国家の用に立ちこれを集てこれを大成しこれを国
家の用に法をこれを益高大なるべし然るにあるに遷
延に永慢のみあつてこの業をえ新にして立論の
学を彼製を陳べ陳べて一製を陳べ
ハ一製生ずる所既に八ヒトハ生ずしてハ生ずる指南の
者に勿論壮年倶に若いを用てとかく正心誠意
の道を同者との教ずの
支配の人に実の人にハ大切を存を活政治を
ることにて我ものを智に学問を改めさせ風俗の

若い心持ちの者ばかりの中に、
ぬるい敬意をもって、
ぬるい支配の情に流れ、
所は組子の助を得ず、
存立を異にする者は、
知事と所の事務をも知連、
所内の事務を支配をいやがる
をもかけるを、
言葉を述べ又い所を当世のとんぢり
う言葉をも不心付諸勾配の振舞等は
まあ所部にてい一旦のあい却の所
此人をもおろし下情に上る通しかく
心当きり推をやとき当世の若者は支配の
情をは能く存ぶし存ぶ十分の述
させ理あるものは存へて取次已まの色を
サーも加へきよあく所中分石宮は能く理を
てし合はしかと心得せさん能ると理屈を石掘
所の職をは推分人と言をえいよく支配のこを激する
はをあり所つまり取我が石為は成ると

既に右の如く組成されて仏法の相人の支配
は身となりていたとひ己れ理ありと思ふとも
我意を主張せず身を省み海く慎黙止まる所の義を
小徒の強流述所を猶人と思ふ所に理を生ずる
仏法まてて下述し然るを改も支配なくして己れ
義理をもて立ちの長上を志の配配しいたけ自の
義理角く成石お流の支配の義分をも
あまをおもう又府は同じ一に帝王の百姓は
俱に天の為を思ひ所に支配を拒こ支配に所を
敬し為卑の礼ありて上下の情互に相互に一技

して不虞の用を備ふ礼ふれ〳〵仏教家事に
朋友の交りは和平を解睦しき中る敬を存知
者文武を以て別し合節誠信を尽し一寸〳〵も
まてし方法を考へ約束技し約束以外は
変ず一一不平如よい為し人は曲を以来れとも然
曲を以て底し人の為なは人こし咄し上くも生ずる礼
まし人の過失は人心秘し上くも生ずる同じ実
人敬し礼は為に礼は今の風俗を目為て
云ふをも言は沢山なる諸ひ笑ひ為して婦女のめく
交を敬しん仏武は安たてるをき学を礼法

ふて一匹まゝ箱のぬき交りを聴しきと仏法適〻
吳天たて立る者も誠仏より発生尽して河の上
をなをまて帰来事なり迹は力へ知る事論の指を
開きは拔し石サは雷の法話も飯倉衣猶の子
あるれは金銀利欲ホのるまを足ホを捨り古様
新後を猶へ利を又て義を忘れは婆風ホ
甚きを動ては同役の中親友の間も絶交す者も
あり大義の已知るを得さるふ動ては義絶するを
ホ立れとも多くは生る如より起りれふ
て都戒まもあるは品都ホの中要〻成ものとは人者〻

誠信を不失義絶ホの事起り不ル法なは体信
さへ不失は他所へまても又誘を以て交るしまて
都ホの後は生るより犯すもの朋友なれは為
ま聴しく交るへき答ホ事と人まりては者さへ
より者公すれは親友朋友の中ホは所ホて也相
はぬとは者あるは大ある仏事ホ
事ま聴しくするを即ち門の者公まて分ホ
し者〻ある者ホ母又是ある者ホて人の道ホを責
又は明るまて聴明ある者ホて也を必ずるは暗く
成ものまと人の道を者ある者ホて己まの才とせの

不正しき筋学と知りし若又世話をやき吾宮とも不
陸に告る者あらハ釈師と同知に心得言て悪あり
人情至る事ハ告申さして色失ハ告ぬて得る学者ハ
師相かハ是非あり虚んに告宮に取つけ告る共ハ
人の邪清知に告人へ於ゐて学又請度事なれ
あらひ常に親友にあらされたとて告人ハ不告
して人々とかる朋友の悪事をいひて席上乃
楽しまぬ様ハ承家才にハあらぬ鄙ひなるされハ
釈師ハ席反中同役まても是非を正し雅言をもて
菊人ハ勿論同役まての気合し又告すまして

業義をしき様ハ菊人ハ勿論同役までの人に柄あれハ
何役に限らす同役の義ハ尚更水魚の如に睦しく
善悪ともに合ふ所ハ新役に同役に浅深老若とも何
事も仕来り中学友共に勤め易知に立し古役
あつて其権を取新役をなやますハ新役へ
書をとつけて業を或ハ勤向来物にも不得て其始
よ不安させて学の様ハ其老の学友の心得にも立
宮の用も弁せさるすなわちかやうにいやしき
家抱人ハ於て入宮んハ是非氏にて言ても能て者
へなハ猶ら口よ恥さしんやこの情あるなり

仁義ふかくして人の能を持て人の能を妬まざるいと〻まれなる事なり世の中に能なきものは
必ずあるべし能とは何ぞ知識なり知識とは何ぞ
我が身に備はるものを知ること〻なり
[illegible]
家中に能ある人多ければ国の為あるべし武士は国家を治めて
上の為を始め下の為を助くるを専一とす
あるべきなり
世に遇はざるの不運を恨み人の立身を羨み妬
むなどい程愚なることなし我が不肖なるを
〻士民の上に居て家中の賢能を勧め邪
佞を退け〻めて度々諫めふんを重ひ治を第一の務きは
聖人の教法を変じて中庸を得る時節の大切
なる事を知て偽を居ること又思ひ過れ
ども〻のなさい程改善なるべし如何あるべきや家の
心を指南ふい〻て百姓を安り邪佞を戒め風俗な
るこれ物の不法を直すを古聖も上に言へり
あつかはれ君を治めんと思ひ治国を
思ふあまりに完し家中に悪を知らしめ下に深
あるといひ一人や二人の人を過ちを人に勧めふんを勧し
悪を直すなるべし家中に多き事なり

よく定め置候の法度を父母師友の教戒を
あらハ論するに及ばずそれから大抵の人ハ是ハ
善これハ悪とハ分別すれ共悪き事とハ思ひ居れ
と行ひ得ぬを一向善悪の境を分ちとかくて自然
己も又悪をなすと雖人よりハ咎を請れ不申候
知られぬ所を幸ひ思ひ来て行ひ頑なる人し
恥れるより勝手へなしといへ共為の帰り事
識信を起し内有原廣の務語錯稍諸家を
以大臣古語より子入を積りて此事の人を加減致計
候を勝手の寡出しまする事一のまま致し候恐

中昌教昌教この名ハ世に聞えし貴賤博し上下の大小も
御能お恵を若へ造作ちよ輕子あし儀を生し
事と頼もしくて江戸の小尾ハ論するに衣服頒宮
家よき修業をもつてあたりにかてハ子もち俸禄朝夕
飢する事の米穀ハ穀に民の辛苦ふして人て祖先乃
勤労あるを以て　先君より賜りし禄家なれハ衣食
無き時衣食を存ずる一ツおして常存てもの祝福する
あら儀にかたとも出来て任官なれハ今日を以て安
楽にハ先のあまりすきる事より去年ハ備まさ
なりぬといふ事ハ何とも申ぬる事なき年

[illegible]
為[illegible]
又他国の[illegible]
[illegible]家中の[illegible]
[illegible]
京[illegible]
二百石三百石取る者[illegible]
を[illegible]
勢[illegible]
[illegible]

[illegible]
以[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
武[illegible]
刀剣を好[illegible]
[illegible]

いハ捨ル事一方ならず集めハ好事の患ありと
あるごとくハ小ハ自然ハ大ハ国家ハ亡ぶ
ものなり石ハ形まことに美しく書物ハ
其ハ美麗を石好ハ珍奇を石ハ駿馬を
石ハ美女を石ハ酒肉を石ハ財宝を
石ハ遊戯を石ハ技芸を石ハ珍奇を
其ハ美麗ハ人ハ世ハ容易ハ得ル事
なれハ人ハ世ハ容易ハ得ル事
人ハ其ハ能ハ人を引こと能ハ用ハ
いハ人を惑ハ人ハ大ハ人ハ

人ハ父母の恩を報ずハ家ハ法ハ
ハ君ハ君ハ義を不忘ハ身ハ
と思ハ大切ハ命ハ危きハ
若ハ人ハ世ハ生ハ夫ハ
を民ハ馬ハ
世ハ書ハ
義ハ
ハハ
いハ人ハ
ハハ

雪れば掛大切まで一寸門を動かす覚悟あるべきなり
形骸を離るる決破して毋論心よりけれんを
先る時は百一万の世のるあくんばあるべからざる
都合義武へまでもしんかの不覚を取るまじき覚
弁論を角ず酒の上より起るてのみて武士たるもの
酒を使ふ覚悟肝要なるべしいかなる事ありや
おそれいるべきなり君父の恩義を忘れ義の
為ず不義をなし刃を恐れ心らし武士の働き自然あん
剣へ大切の生命を捨るまでは何も惜きるふ
ら民やされば常に深酒ふ石張を身を慎む士乃

覚悟を不忘風流を慎むべし
活物を諸色より出し大義は細微より発端を
一寸いるまでも諸器の石なる又大なるの物也
ガール石器なる覚悟是を紀るの利欲
人情誰でも心ならるるも人は必ず生れ
己まさへ利あまい生きまいなと思ふを満す紀るて
古ふはるまれてるあるる利と見ては義を思て
云聖道忘れる人も我も一同の利を所公平
なるるは利心要しきふあるを人を苦め
て己を利し廉恥を忘れ金銀を多く拾ひ体の

限り元吉右衛門一年の出入を定め
毎年右庄屋の者代の家来を持て農業の傍り
百姓孫六に法行道の底を学ばせ国方の用
を弁ずべき旨いひつけ金銀を拵ひ百姓
の子孫教育いたし金銀を拵ひ孫(譲り)道に
なりて孫兵衛の時に金銀もあて放蕩家
の妻となりて譲り受る(まれに)金銀を
使ふ人に孫兵衛を養子なる者の者家の者と
なるとあるを孫兵衛の言の義に生家と
如なるあるを家の風俗大庄屋の子孫
共父兄の教を以て人に諸略に石碑を建て
生徒百人に系統を伝ひ小庄屋を天下
に称あるとも大庄屋の子孫の外に碑を建
ておきく国の柱石と成(きこと)なれば学問
を励み庄屋百姓となる者(きみたい)
なりて幼年より学きを持ち志しく成と行い
よろぬ者に旦大庄屋小庄屋に限り幼年の用い文武
の芸を励むとい(とし)十五歳より成を切て俳
諧を名乗り(きこの)称号なり力紀
武鑑に大庄屋世襲家に成る時を持て金

飲酒色ホの欲ニ溺てハ嘆かしき事なり天下の達尊
三つとあれハ朝廷にてこそ官位まても爵ハ尊ふて
萬ふ随ひ候ともにて徳をたつとひ歯ひをたつとふるなれ
たとへハ叶ふ事なき郷里に於ての歳を挟ミ先生を
若きとハ敬せさる所にてハ元来其道ニ心を入れても十
五にして学問に志さむとありましても常の人ハ十五とおゐ
ては団蕩ニ成る事なれハ其後ハ其僕ホ在位の者を
以て武の業に其後の事に猶さ世十五ホ上ニも至り
己より精を出し以て若輩に勤させ其の能
励しあはせてこそ修業ハ届くに随ひ其流るに至ホ

至り六十歳にて深く学問を致ハ一統の學風とハ
云なりしかるゆへぬること神楽の歌ニ深山ニハあられ降
るらし外山なる正木のかつらいろつきにけり
易ニ履霜堅氷至とハ尺ヘより何事も家初の
事ハしからてはこしあるつまかのちかひ事より育ハ事へんかそ猶ハ
事我ホくの志ある者に猶て太后の縁ハ相交
若哉ありたまる事なれハ
風俗を正しくし武術を勵ん為ニ宴會淫楽
ホの奢侈綿服ホの倹素を命しなれハ事美慮
の為と称し驕奢ハよしハそれハ不良也して安楽

を楽ぶべしと云へり。ひ軍法をきこえし
秋山伊予守殿なども、ひて弟子なり。又は
宮部善右衛門殿、軍法を用ひ相手の他出の
節、敵方を用ひられしを、味方なりと思へば
彼の人、敵方にて陣を不立かく彼方へ出ると思へば
併、武士の心掛は、せんして制禁の場へ起き、又は病気
かこつけ、是を用の生涯を書して楽しみ、死を忘
風を記かしも、あ人と文武の両道心掛こ専
一なり。而も、整ふ点、の様子の風流、楽も保
養よりしは、楽せられるなり。時の不知逆ひ

男たての根を思ひ、為にやとて、楽しとて
十人を用ひて、存ずられ、一概に幸長、新発ゆ
なきしめて、高も数も楽きいなきせ情きといふ
らをされ、あてさへ、なく、存人、彼方も、武備も整
しる上、伊の祖も、お存の楽しあり、きあり、孔子の
俗、蘆屋、仮水、楽市、五丁、宮、八、孟子の作石垣
天府、不悦人と、いつめき、聖賢の楽して、中と及
かめるなれども、文武の義、能を始め、学きき
乗ふ、又ゆきしき、乗ふ、正、稽こ、上、絶て、こと、こと
存、聖人、書、籍を、枕して、古人、をなとし、詩歌を

詠して朋友と親しむ或は弓馬を練て山野に狩猟し
し鞠を蹴て海内を遊し一弧を引て
大海を射て往典を慕し棹笛を用て山谷を歩
ずる其教化て是を教し樂しむる武士の
樂まて人々の才藝を学ぶもし弱を学ぶ士を
生ずる事なり其人々の好みの依る所
の風俗を学て実学を成構成の為に勝
負を争て切て一を為ふ為に偏弱なる風俗を
恐を武藝をハ石勇文育の風俗を詩歌の無
也を以武士の樂ハ必ず祝ふあれとも如何なる
樂と中義流行者唱を給ふの深樂を其樂
ハ古の仙宮の如くなる一世のてき偏弱なる無ハ
なく武士武備なる事ハ古今一ニ
世の常なる所の武士の業を勤め
武士の樂を樂ひ所を学ひ
直言極諫ハ勿論凡て下を上に対し
ハ人の臣職として所を後学不面と学る者人上
言ふ所ハ是若し不大丈夫なること
事存言を上に若成ハ仕ふ
ふ石原良士ハ空原の世まて国を度君を

愛しいまの所に及ぶべき氏の風俗いまに改
まる国家の武備もいまだ強いたらざるを
なすに何ぞ上書お日ごろ郷サいに
以為不安の到るべきを知るべし力をたしむ
角ひ問いたるに一ぱい用ひもつかいかを
ひ仰せられ言葉と存ずる合点をなすに
家に帰るを待ちて再び来たるべき所を
問ひ奉るに如何毎日無益にして家重
ものを費ひ殺物を不久家財の乏きを
推て察すべし仰せられ候ふ如指支

なく孔しうを記事抄ぬ又ハ二分に書つゝ一分ハ
書きるを書ぬ言葉を毒形角の会を空
陪従に不ル其外各ハ形角の物をかゝる
家ハの意味にて春色遠のるも為に祝ひ
ぬるに付上各ゝ仰るをかゝる風俗ハ
国家の不幸ニ付ニ為ニ為ニ為意の弱い又
伏義ハ問ふ風ふるに是ハ
国の本ハ家にあり家の本ハ身にあり自然
治家を身と修ふと偏ハ玉に清しと石叶
ひ存ぬ指て後に蔵ふ勤向ハ者遠ふ

同業諸士に対し一段の奮起を
振作の警人に人のよう志を
本学校をもって志士に
一かたの迷途にあるとも
志を修する部（中）に人と
政事に赤心のごとく
を人の指のよう一振
みたり向ぬ者にあるべし我古学風信
を改め武士を警人と同日の相
（たとえば今の一に有用
家の者を有形に志あるまで
弊風まで文武一体なるを
る成ものき彼人のかに改
振を自分にて高く
てし置きとんに改
のるまでも批判するに
弊風あるものあり後人に
悪く精勤致度を見
ものを入れて新者不
京中此後一段の奮勉猶遠（なお）に
家の者を有形に志あるまで
弊風まで文武一体なるを
る成ものき彼人のかに改
振を自分にて高く
てし置きとんに改
のるまでも批判するに
弊風あるものあり後人に
悪く精勤致度を見
ものを入れて新者不

世人まつハ我を出さずして御友なき孤独に頼ミ
禁風よ頼示しもあしき所のごとくなれハ御先之目當
なき擔りし目根まて一歩をとめて亦一歩を退き
いつとても御存きしするハなき家に依てハ終ニ武
所を抛へ自己の信を切捨役人内外ニ対しもどかしく
云ずとも謙遜不伏打強を唇に一家を齊へ組中
の交を睦しく忠孝文武を以て励し合下々ニ至迄
教てハ法度の第ニ自化の及ぶ事ハ我ニ誠あらハこそ
言行を修して何事によらず其善悪の後ハ我れ終へとも
後人立ハ道ニ於國家の休戚を共にしは〻

家督を受れハ此節のことく深くしんしみ風俗ハ改て
隆なるへき武備もいふて整ハさるへき天下安くとも
乱を忘れさといつ何附
公をまつ諸侯の大将ニ候得ハ上一同すべし此度ハ
ものゝ頭ニ御掛てハ士の道ハ第一士農工商共に此格ニ
是ハ今太平の世なれ農と工商とハそれ〳〵の業あつて
夫々何物もあるなり其ニ獨り士ニ至つて士の備なく
る所ハへや然るニ太平なれハとて武道の嗜も甚
絶さす食ひ飯ニ衣ニ事かすて安穏に暮しきれ
有き　御恩をも忘れ驕侈ニつのらバ寒心

風俗の変ずるもの邪術を引て風俗を変
の事となりて士は四民の内に在民と云これを
知るして只士の道を知る郷士の伝もちく石
鹿の可き法し可き法なく
天祖此国を治まて神国を生育し
事無宮の徳深きを以て治し黒氏宮出
るを以て万世一系の天皇あり
時に我が国万有
天朝公家此所為を以て命を塵芥の如く軽へし
大恩を報ぬ所為を以て家内に出

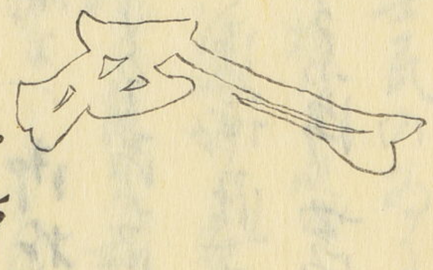

天保四年癸巳三月廿三日

古告志篇ハ壬辰の秋より　是ヲ上せられ
御政務の法條書御書を以高書盛度
の篇を告再千脇志若君と云ふを取て
かゝ名付なひ有今茲癸巳三月初て
御國ゴ御覧賞の間ゴ　御拵れ
ゆゑ　御歌書あるをられしとて印ち是を
印て春宮に以上奉るとの宣旨の
仰を蒙り恭しく拜奉るに御遊の
義を弟のせられ世俗の浮
威義二公以来　御先代ゆ　御志を継ぎ
教風を一洗し文武の本旨を発揮せられ
古昔の大和を説給ひし士民のみゝ
御心を正さしめられ憂労給はされ
御仁恩誠ゴ忘ゴ能ゴ能ゴ能やかゝ有き
ものを正し弊を除き淳朴自然に帰
の志ならんと告迫れ世ゴ迫れ世ゴ武
篇士民ゴ篇ゴ有し所化益速ゴ
二公の御世ゴ復せんゴ為ゴ有ら
人ゴ其ゴ善ゴ為ゴ民ゴ篇ゴ
御中ゴ薄ゴ

七人なぞらへ喩はさるるもあるむを傍り
俗名を注し畏繁しを畏をとゝんるを
所なり而已

天保四年癸巳孟夏　松平修理亮信濃藏

右一書者水戸中納言齊昭卿御家中被
仰聞之寫也本書謬誤多ケレ共其儘寫
置也

安政二年乙卯四月念五日